トピックス

自己資本が金融機関経営に与える影響について

第二経営経済研究部主任研究官　　丸山　昭治

１．はじめに

平成11年４月、金融再生委員会は第二地方銀行の国民銀行を債務超過状態にあると認定し、同銀行は金融監督庁より派遣された金融整理管財人のもとで不良債権の切り離しを進め、受け皿銀行を探すことになった。金融当局は平成10年11月以来、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行を相次いで経営破綻状態にあると認定した上で特別公的管理に移行させる措置を取ってきたが、今回の破綻認定は金融再編の舞台が大手銀行から地域金融機関へ移行していることを象徴的にあらわす事例といわれている。わが国経済は平成９年から景気後退局面にあり、バブルの崩壊後未処理となっていた不良債権問題はなお拡大する可能性を残したまま現在の局面を迎えている。全国銀行の不良債権額は平成10年９月期において約30兆円[1)]と同時期の本業の儲けを示す業務純益（約３兆円）の10倍の大きさとなっており、不良債権問題の解決にはなお相当の期間を要することを裏付けているといえよう。

このような地方銀行の経営破綻が表面化する以前、平成10年10月に金融市場の安定を志向した金融機能再生緊急措置法、金融再生委員会設置法など９つの関連法が成立した。この関連９法律の中で特に金融機能早期健全化措置法は、不良債権処理で資本不足に陥っている金融機関に対し経営破綻する以前に公的資金を注入するほか経営改善を実行することにより、「健全な」銀行に再生させることを目的としている。この健全性を示す指標としては早期是正措置の発動基準と同じ自己資本比率が用いられ、海外業務を行っている銀行の場合、８％以上であれば健全銀行、４％以上であれば過少資本銀行、２％以上は著しい過少資本銀行、２％以下なら特に著しい過少資本銀行と４段階に区分され（国内業務のみを営む銀行の場合はそれぞれの基準は４％、２％、１％）、各段階において資本注入など再生に向けた措置を発動する一方で、業務縮小や役員の給与削減などの経営改善を実施するための枠組みが整理されることとなった。

そこで本稿では、早期是正措置や金融機能早期健全化措置法にみられるように金融機関の健全性を表す指標として以前にも増して注目されるようになった自己資本比率に着目し、自己資本比率が金融機関の経営に与える影響をリスク選択行動や不良債権問題と関連させながら分析し、一連の自己資本を基準とした規制に対する政策評価を試みることとする。

1）　ここでいう不良債権額とは、平成10年３月期から公表されるようになった新基準「リスク管理債権」のことである。30兆円の内訳は債権の種別では破綻先債権（７兆円）、延滞債権（11兆円）、３か月以上延滞債権（３兆円）、貸出条件緩和債権（８兆円）となっており、これらの分類はアメリカのSEC基準にほぼ相当している。業態別には都市銀行（12兆円）、地方銀行（第二地銀含む、８兆円）、長期信用銀行（５兆円）、信託銀行（４兆円）となっている。

２．自己資本の経済的機能

2．1　自己資本とは

自己資本（Equity　Capital）とは、企業の所有者に帰属する企業資産の価値部分のことである。バランスシート上では借方部分のうち「他人資本ではない要素」、つまり他人に対して返済したり利息支払いをする必要のない要素であるため、他人から調達している資金がいかに変動しても影響を受けることがない価値部分であるといえる。特に金融機関の自己資本とは1988年のバーゼル合意[2)]における定義によれば、「銀行を清算に追い込むことなく営業を続けながら、発生するかもしれない不特定の損失の補填に充当できる資金」のことであり、経営破綻を含めて金融機関のリスクが顕在化したときに預金者や債権者に対する最終的なバッファー（緩衝）の役割を果たすものである。つまり金融機関の資産価値はその時々の経済情勢により変動するものであるが、例えば不良債権を処理するためには直接または間接的な手段で償却措置を講じる必要がある。しかし償却による資産価値の減少分を補う必要に迫られた場合、自己資本が十分でない場合には自らの機関だけでは穴埋めをすることができず、他の機関と合併または業務提携することにより他行の自己資本を活用するか外部からの調達（日銀からの融資、公的資金投入など）によって変動分をカバーすることが必要になる。その意味で自己資本を十分保有していれば金融機関の経営にとって「最後の拠り所」になるといえよう。

2．2　バランスシート上の自己資本

自己資本の構成要素としては、バランスシート上の資本勘定（「資本金」、「新株払込金」、「法定準備金（資本準備金、利益準備金）」、「剰余金（任意積立金、当期未処分利益金）」）が根幹部分をなし、この「資本」部分を総称して「狭義の自己資本」と呼ぶことがある。このほか負債項目のなかでも「引当金」は将来の特定の費用または損失に対して積みたてておく資金のことであり、具体的には貸倒引当金、退職給与引当金、特別法上の引当金などがある。貸出企業が経営危機に陥り貸出債権が不良債権化した場合には貸倒引当金を用いて資本減少分を補うことも想定されるが、すべての引当金が手当てされる状況になることにならなければ、引当金の性格は負債というよりも資本としての性質も備えているといえることから、狭義の自己資本に各種引当金を加えたものを「広義の自己資本」と捉えることもある。

この概念に資産の含み益を加えたものが「実質自己資本」である。資産の含み益の代表例としては有価証券や土地の保有に関して発生するものがあるが、含み益を吐き出すことにより利益を確保する動きはこれまでの金融機関の決算対策として用いられてきたものであり、この点において有価証券の含み益は資産でありながらも資本（特に剰余金）としての性格を持っているといえる。一方、土地の含み益については有価証券ほど流動性が高くないことや保有している土地（一般的に営業店舗）を売却することは現実的でないこともあり、この点において通常は資本の項目に加えられることはない。しかし上記の取り扱いは有価証券含み損が発生した場合には自己資本の減少を意味することになる。1980年代後半にBISバーゼル委員会において自己資本比率の算出を行うにあたり当時

2）　バーゼル合意とは1988年にスイスのバーゼルで開催されたG10諸国中央銀行総裁会議においてBIS銀行規制監督委員会が提出した「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」報告書が了承されたことを指す。「BIS合意」ともいわれているが、G10諸国の会議や同委員会はBIS本来の業務とは独立したものであるため、公式には合意の成立した地名を取り「バーゼル合意」を用いるのが一般的である（日本銀行（1989）参照）。

の邦銀は多額の有価証券含み益を背景に含み益のうちの高い割合を自己資本に算入することが望ましかったものの最終的に有価証券含み益の45%を算入することで落ち着いたという経緯があるが、その後我が国の資産価格が低迷し金融機関によっては含み損を抱えるようになった現状ではむしろ含み益を自己資本に繰り入れる比率が低い方が自己資本の減少を防止することができたことになったという事情がある。

2.3　自己資本比率の算出方法

企業の健全性を表す指標としては、自己資本の絶対量ではなく自己資本比率が用いられる。自己資本比率とは自己資本を総資産で割った比率のことであり、自己資本の定義（狭義、広義、実質）が３種類あるためそれぞれに対応した自己資本比率が求められることになる[3)]。金融機関の自己資本比率を計算するためには分子に自己資本、分母にはバーゼル合意以前のわが国金融当局の指針では（預金＋ＣＤ）または総資産が用いられていたが、バーゼル合意以後は資産項目にリスクウェイトを乗じた数値を分母に置くことで、資産の特性に応じて自己資本比率が変動する仕組みとなっている。リスクウェイトとは資産の抱えるリスクに応じて資産を適正評価するための基準であり、例えば全資産を同じウェイトで評価すると各金融機関は自己資本比率を高めるためには特に安全資産を保有するインセンティブを持たずハイリスクハイリターンの投資行動を取ることになることが予想されるが、ウェイトに違いをつけることにより投資行動にも影響を与えることになる。具体的には、現金、自国の中央政府・中央銀行への預け金、国内地方公共団体向け債権などはデフォルトリスクが他の債権に比べて著しく低いことからもリスクウェイトは０％となっているが、自国およびOECD諸国の銀行向け債権や国際開発銀行向け債権（20%）、住宅ローン（50%）、民間向け債権やOECD諸国政府・銀行向けの長期債権（100%）と資産のリスクに応じて異なるウェイトが付されている。なお、地方債は規制が始まった時点では10%のリスクウェイトが付されていたが、94年から国債などと同様に０％に引き下げられるなど資産の特性に応じてウェートの見直しが行われている。これにより例えば国債・地方債をどれだけ購入しても自己資本比率を計算する上で分母は変化しない、つまり自己資本比率は低下しないことになり、リスクウェイトの高い企業向け融資に比べて資産として保有するインセンティブが高まることで財務安定性に寄与することを目標としているといえる[4)]。

2.4　自己資本比率の推移

わが国銀行の最近20年間における自己資本比率（広義）の推移を表したのが図表１である。これをみると対資産でみた自己資本比率、対預金＋ＣＤでみた比率ともに80年代前半はほぼ横ばいで推移していたが、80年代後半以降90年代前半までは一貫して上昇傾向、96年度に一時減少したのち97年度に再び上昇している。80年代後半以降、わが国金融機関の自己資本比率は上昇傾向にあるとい

3）　このほかにも、リスク耐久力を示す指標として利用されている比率として正味自己資本比率がある。これは自己資本、一般貸倒引当金、有価証券含み益の45%の合計（実質自己資本）から含み損、不良債権要償却額を引いたものを総資産で割った比率のことで、不良債権の水準や有価証券価格の動向などによってはマイナスの自己資本比率となることもありうる。

4）　もっともこのウェイトの違いが国債等比較的安全な資産への過度の逃避、民間企業への貸し渋りなどの問題を引き起こす可能性も否定できない。また、最近の報道ではBISにおいてこれまで用いられてきたリスクアセットの見直し作業を行っているようである。この背景には現在の算出基準では民間向け債権のリスクウェイトは100%であるが、デフォルトリスクは貸出企業の規模や財務状況などによって異なるはずであるのに企業毎の信用度の違いはリスクウェイトにはまったく反映されないという批判がある。（３月31日付日本経済新聞など）。

図表１　自己資本比率の推移（全国銀行）

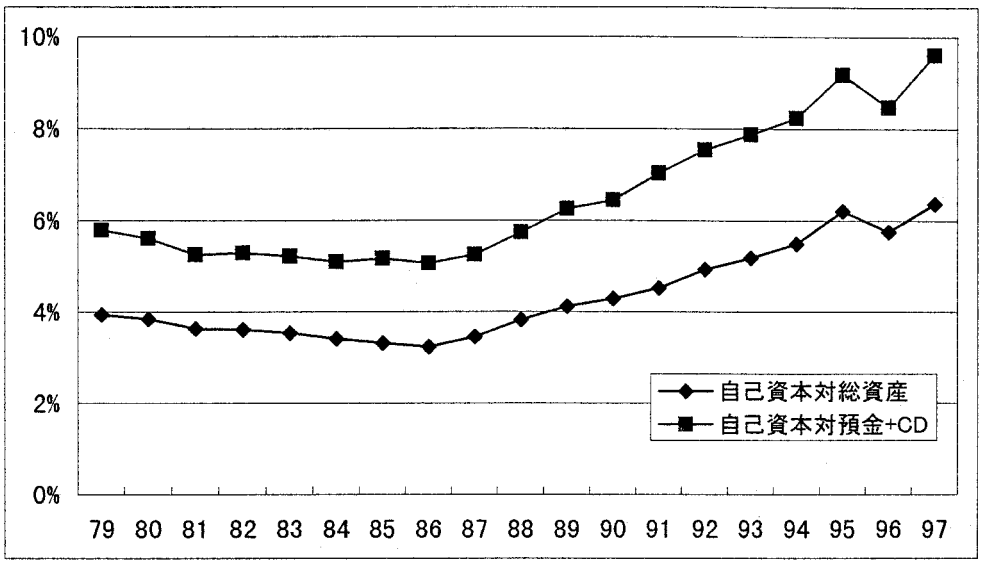

（出所）日本銀行「経済統計年報」

図表２　自己資本構成比の推移（全国銀行）

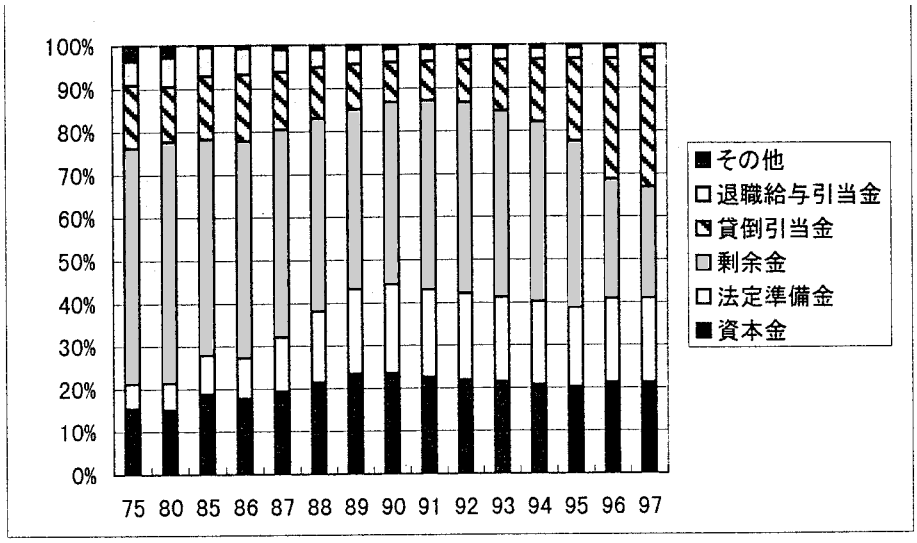

（出所）日本銀行「経済統計年報」

えるが、この期間中、自己資本の構成をみると比率の上昇傾向の性質はかなり異なっている。図表２は全国銀行の自己資本の構成比を表したものであるが、これによれば90年までのバブル期には任意積立金、当期未処分利益金からなる剰余金の割合が40%以上を占め、その一方で貸倒引当金は10%を割り込むなど景気の拡大を背景に利益が増加するなかで貸倒引当金が有名無実化していたことを窺わせる状況となっていた。90年代後半には貸倒引当金のウェイトが30%まで高まり、剰余金は26%とピーク時の約半分の水準まで低下している。バブル崩壊に伴う不良債権の償却で引当金の積み上げが増加していることに加え、景気低迷による貸出債権の不良債権化が利益を圧迫している

金融機関のバランスシート構造をみることができる。つまり自己資本比率の上昇は80年代後半までは剰余金の増加、最近では引当金の増加によってもたらされたものであり、性質が異なるものであるといえよう。

図表１の自己資本比率は分母となる項目にウェイト付けがなされていないこと、オフバランス項目が考慮されていないことからバーゼルで合意された自己資本比率規制（いわゆるBIS比率規制）の対象となる比率とは異なる性格のものである。BIS比率は国際業務展開している銀行の場合、資本勘定からなる基本的項目（Tier１）、貸倒引当金や有価証券の含み益の45%などからなる補完的項目（Tier２）、短期劣後債務などからなる準補完的項目（Tier３）の合計を分子とし、リスクアセットで除することにより求められる数値のことで、この水準が国際業務を行う銀行の場合８％以上、国内業務のみの銀行の場合は４％以上[5]であることが要求される。88年の中央銀行総裁会議での合意を受けてわが国銀行には93年３月期から適用されている。

2. 5　自己資本が金融機関経営に与える影響

前節で述べたように銀行の自己資本は経営が破綻した時に預金者や債権者に対して払い戻しを行うことを含めた最終的なバッファーの役割を果たしているといえるが、以下では経営破綻の危険性が少ない経営健全行を含めて自己資本は金融機関の経営にどのような影響を与えているかという観点からみていくことにする。最近注目されているのは自己資本が金融機関のリスク選択に与える影響である。自己資本が金融機関経営の「最後の拠り所」であるという性格から自己資本の豊富な機関と過少な資本しかもたない機関では経営姿勢及びリスク追求の程度も異なるという考え方である。堀内（1998）によれば、銀行の資産価値が減少し自己資本も相対的に小さい銀行はこれ以上失うものを持っていないことから一発逆転を狙って極端にリスクの大きい用途に資金を運用しようとする傾向があるとしている。特に現状では自己資本比率規制という形で銀行には最低限保有すべき自己資本が決められていること、また、金融機能早期健全化措置としてこの基準を満たさない場合には業務の再編成を余儀なくされることから要求水準をクリアするために自己資本を増強させる取り組みを行うことは十分考えられる。

自己資本比率は、その定義により自己資本/総資産に等しいが、収益性を表す指標であるROA（総資産利益率）とROE（株主資本利益率）の組み合わせで表現することが可能である。つまりROA＝収益/総資産、ROE＝収益/自己資本であることを考えると、自己資本比率はROA/ROEに等しいことになる。今、金融機関が自己資本比率規制を満たすために自己資本比率の上昇を図るケースを想定すると、同比率を増やすにはROAを引き上げるか、ROEを引き下げるかのいずれかの選択をすることと同値である。しかし、ROEを引き下げるということは自己資本比率を上昇させる目的のために投資の目安となるROEを引き下げるという選択が必要となり、ここでは除外して考えることにすると、結局、自己資本比率を引き上げるためにはROAの引き上げを図ることが必要になるといえる。ROAつまり分子である収益を増加させるには収益性の高い業務に進

5）　海外に営業拠点を持たない銀行と国際業務を行っている銀行との算出基準の違いは準補完的項目（Tier３）の算入が認められないこと、信用リスクアセットにマーケットリスク相当額が加えられないことなどがあげられる。大手銀行のなかからも８％のBIS基準を達成できない銀行で海外業務から撤退することで４％の基準を満たせばよい「国内基準行」に転換する動きがみられるが、その影響については３節以下を参照。

出することが不可避であり、積極的にリスクを追求することになる[6]が、自己資本比率の基準である８％（国内業務のみの機関であれば４％）に満たない比率しか保有していない機関はそうでない機関に比べて収益のより一層の上昇が実現できないと基準を達成できないこととなり、ハイリターン（と同時にハイリスク）の業務に進出するインセンティブが大きく、結果として不良債権がさらに増加するなど経営を困難にする可能性が高くなるものと考えられる。次節以降でごく簡単な実証分析を試みることにより自己資本比率が高い銀行と低い銀行の経営パフォーマンスの比較検証を試みることにしたい。

３．地方銀行の不良債権問題と自己資本比率

3.１　実証分析の方法

これまで自己資本の役割および自己資本が金融機関の経営に与える影響についてみてきたが、以下では自己資本の存在と銀行の不良債権問題がどのように結びついているのかという問題を検証するために地方銀行および第二地方銀行を対象にした簡単な実証分析を試みることにする。クロスセクションデータを利用して不良債権の多い金融機関の属性を分析することにより、自己資本に代表される経営健全性の指標を含めたいくつかの指標が金融機関の経営実態に与えている影響を検証するほか、基準となる自己資本比率の選択が金融機関の経営にどのような影響を与えているのかという問題を把握することを目的とする。この要因分析により不良債権問題を解決するための政策（健全経営規制）に関する含意も導くことができるものと思われる。

3.２　今回利用する変数の特性

銀行の不良債権の程度についてはリスク債権額の総貸出金額に占める割合（不良債権比率または破綻先債権比率）を利用しており、これらの不良債権比率に影響する要因として、経営の健全性を表す指標の代理変数である自己資本比率、経営の規模を表す総資産、リストラクチャリングの進捗状況の代理変数である従業員数の増加率、貸出業務におけるリスク選択の程度を示す変数としてハイリスクハイリターンの融資の代表例といわれる不動産業貸出金額、中小企業貸出金額を採用する。そのほか、ダミー変数として銀行業態、自己資本比率の公開基準を取り上げ、このうち地方銀行ダミーは地方銀行と第二地方銀行の前身である相互銀行という制度的な区分[7]の影響が現在の金融機関のリスク選択行動にみられるかを調べることにする。自己資本比率の基準に関しては、最近１年間において国際業務を展開する機関から海外業務を撤退して国内業務のみを行う機関へ変更をした機関に着目して不良債権比率への影響を分析することにする。自己資本が充分でない大手銀行のなかにも海外拠点を閉鎖して国内基準行に転換する動きがみられるが、ここでは両基準の選択（特に国際基準行から国内基準行への転換）が不良債権比率にどのような影響を与えているのかを分析す

6）　当然のことながらROA引き上げのためには分子である収益の増加を図る方法と分母である資産を圧縮することにより達成することが可能である。大手銀行を中心に直接金融へのシフトなどにより大企業向けの融資や国内での取引拡大につながらない非日系企業向けの融資などを削減し、また株式への投資を減らすことにより資産を圧縮する動きがみられる。このほか、いわゆる資産の流動化は原債権の関係を維持したまま資産を減少させることができることが可能であり、不良債権処理との観点も含めて資産を圧縮するための手段として注目を集めている。

7）　相互銀行の前身は大正時代に零細貯蓄機関として一般的であった「無尽」であり、1951年の相互銀行法により株式会社形式の金融機関に転換してからも、中小企業専門専門機関という位置付けから従業員数、資本金額による貸付先企業の制限、同一人への融資限度、業務区域の制約が課せられた。全ての相互銀行が普通銀行に転換したのは1992年のことである。このため中小企業貸出金額を被説明変数とする回帰分析を行うと、第二地銀のダミー変数は有意に正の結果が得られることからも、依然として地方銀行と比較して中小企業との取引のウェイトが高いことが窺われる。

ることにする。

3.3　データについて

今回の分析で採用するデータは基本的に全国銀行協会連合会公表による「全国銀行財務諸表分析」による。地方銀行の不良債権に関する推計を行う際に用いた変数の記述統計量を図表３にまとめた。実証分析の対象は1997年３月期および1998年３月期に財務指標を公表している地方銀行および第二地方銀行122行のクロスセクションデータである。都市銀行、長期信用銀行、信託銀行をサンプルから除外しているのは標本の同質性に配慮しているためである。しかし、これまで不良債権問題は大手都市銀行や長期信用銀行を中心とした問題であったものの、冒頭でも紹介したように地方銀行や信用組合など中小金融機関においても金融当局のガイドラインに沿った不良債権の処理が今後クローズアップされてくるとみられていることから、地域金融機関に焦点を当てた分析は今後の金融市場再編を考える上で有益なものになると考えている。

被説明変数としては個別銀行の不良債権比率（リスク債権額/総貸出金額、%）を採用しているが、新基準のリスク債権が公表されるようになったのは98.3月期からであるので、リスク債権による分析は98.3期のクロスセクション分析にとどめ、複数年次にわたる分析は以前より公表されている破綻先債権を使った比率（破綻先債権額／総貸出金額、%）を採用する。不良債権比率と破綻先債権比率はそれぞれ比較的広範囲に分布しているが、例えば98.3期のデータでは不良債権比率の最も高い銀行は12.0%、この銀行の破綻先債権比率は3.1%と全体平均の1.2%を大きく上回っており、両比率の相関係数を計算すると＋0.75とプラスの相関関係がある。不良債権比率は最近になって公表されるようになった新しいデータであり、複数年の継続的なデータの分析には破綻先債権比率を用いるが、両比率の高い相関を考慮して同比率を不良債権比率と同じレベルで論じることにする。

銀行の不良債権の程度に影響する変数としては個別銀行の総資産（対数表示）、従業員数増加率（対前年度増加率、%）、自己資本比率（広義自己資本/(預金＋ＣＤ)、%）、不動産貸出金額（対数表示）、中小企業貸出金額（同）である。そのほか、銀行業態に関するダミー変数と自己資本算

図表３　主要変数の記述統計量

	平　均	標準偏差	最小値	最大値	単位など
不良債権比率	4.49917	2.75387	0.78718	17.08029	単位:%、98.3月期
破綻先債権比率	1.05784	0.60791	0.14178	3.65360	単位:%
総資産	2,154,892	1,925,748	160,159	11,918,800	単位:億円
従業員数	1,852.82	1,094.47	366.00	6,152.00	単位:人
同 前年比増加率	-2.590	2.905	-14.571	5.162	単位:%
自己資本比率	4.093	1.127	0.791	7.259	同上
不動産業貸出金額	150,136	171,282	12,957	1,138,936	単位：億円
中小企業貸出金額	1,173,042	949,123	100,456	6,008,588	同上
銀行業態種別	0.500	0.502	0	1	ﾀﾞﾐｰ:地方銀行0、第二地方銀行1
自己資本比率基準	0.361	0.481	0	1	ﾀﾞﾐｰ:国内基準0、国際基準1

(注)特にことわりがない限り平成8年度および平成9年度決算期のpooling data

不良債権比率:リスク管理債権(破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)の総貸出金額に占める比率

破綻先債権比率：リスク管理債権のうち、破綻先債権の総貸出金額に占める比率

自己資本比率：資本合計と特定引当金合計を合わせた自己資本が預金＋ＣＤに占める比率

出基準（国際基準か国内基準）に関するダミー変数を採用している。利用可能な全サンプル122行のうち地方銀行は61行、第二地方銀行は61行、自己資本比率の算定基準として国際基準に準拠している銀行は27行、国内基準は95行（98.3期）であり、このうち第二地方銀行および国際基準を採用している銀行を１、地方銀行および国内基準の銀行を０とする処理を行っている。

3.4　推計結果の評価

3.4.1　98.3期のデータを使用した推計結果

推計結果をまとめたものが図表４である。推計式の⑴と⑵は98.3期のデータを使用したOLS推計、推計式⑶と⑷は98.3期と97.3期の２年間のデータを使用しており、このうち⑶は両期間のプーリングデータを使ったOLS推計、⑷はパネル分析（固定効果モデルによる分析）である。推計結果について全体としていえることとしては決定係数が概して高くなく、これらの変数だけで不良債権比率の高低の背景を説明しきれない部分が多いことを窺わせる。なお、銀行業態種別のダミー変数については決算年度間で個別機関の選択により変更する性格のものではないため、98.3期のデータを使った分析でのみ採用している。

この推計結果より銀行の不良債権問題が深刻な金融機関の属性についていえることを挙げるとすれば、98.3期のデータを使った分析において総資産、自己資本比率、従業員数の対前年比増加率の係数はそれぞれマイナス[8)]になっている一方で、不動産業向けの貸出金額はプラスとなっており、規模が大きく経営健全行とよばれる機関、従業員数に代表されるリストラが十分進展した（した

図表４　不良債権比率・破綻先債権比率に関する推計結果

被説明変数	不良債権比率		破綻先債権比率	
推計式	(1)	(2)	(3)	(4)
サンプル数	122		244	
定数項	11.4010*** (4.15547)	8.21148 (5.22736)	1.58706* (0.851177)	
総資産	-3.31614** (1.46826)	-3.75903** (1.73702)	-0.541870** (0.251907)	-0.144458 (0.415326)
従業員数	-19.9513*** (6.51601)	-19.3332*** (6.54227)	-0.483473 (1.29436)	-0.639447 (1.69992)
自己資本比率	-0.633090*** (0.199450)	-0.563346*** (0.203133)	-1.32178*** (0.036479)	-0.132445*** (0.043509)
不動産貸出金額	1.70868*** (0.540884)	1.68113*** (0.542918)	2.04191** (0.094059)	0.381022*** (0.132520)
中小企業貸出金額	1.64566 (1.79249)	2.37181 (2.00932)	0.399400 (0.307181)	-0.113450 (0.477988)
自己資本比率基準の選択 (国際:1、国内:0)		-1.05415* (0.611874)	-0.276324*** (0.101415)	-0.255792* (0.145210)
銀行業態種別 (第二:1、地銀:0)		-0.303629 (0.591490)		
F-stat	16.9637	12.6742		1.6153
adjusted R^2	0.397466	0.403116	0.260647	0.267144

(注)かっこ内は標準偏差

推計データは98．3期決算((1)および(2))、97．3期と98．3期のプーリングデータ(3)、同パネルデータ(4)

***は1%水準、**は5%、*は10%水準で有意であることを示す

がって従業員数が増加する余地のある）金融機関または不動産貸出に代表されるハイリスクハイリターンの融資に傾斜していない機関ほど不良貸出のウェイトが低いことが統計的に示されている。個々の要因を説明すると、総資産は規模を表す変数として採用したが、規模の大きい銀行ほどリスクを分散させることが可能となり結果として不良債権比率が低くなっているものと思われる。自己資本比率の係数がマイナスで有意となっているのは、前節でみたようにこの指標が金融機関のリスク選択ひいては不良債権比率に強く影響していることを示しており、自己資本比率の低い銀行は同比率を引き上げるための過度のリスク選択に傾斜し不良債権の増嵩を招来することが予想される。リストラの進捗状況の代理変数である従業員数の増加率についても自己資本と同様に経営の健全性を表すものとみることができ、現在以上に従業員数を増やせない銀行ほど不良債権比率が高くなっているといえる。また、自己資本の選択基準については、国内業務のみの機関と国際業務も営む機関を比較した時に後者の不良債権比率が10%水準で有意に低くなっており、リスク選択に積極的な銀行の中には８％の自己資本比率を維持できなくなり、海外業務から撤退することで４％を満たせばよい国内基準行に転換する動きと一致する結果といえよう。

3.4.2　貸出業務におけるリスク選択

リスク選択指標としての不動産業への貸出金額および中小企業への貸出金額に関しては、不動産貸出金額のみが有意に正の結果となっているが、中小企業貸出金額は有意な結果が得られなかった。80年代までの資産価格上昇期には地方銀行のみならず全国銀行ベースでも不動産融資に傾斜し、貸出における不動産担保の割合も上昇を続けるなど不動産偏重の姿勢がみられた時期であった。その後の資産価格下落局面で多額の不動産貸出を実施していた金融機関が不良債権を抱えることになるのは当然の帰結であるが、このような経緯を考えるまでもなく不動産への貸出金額はハイリスクハイリターン融資の追求またはリスク選択の程度を表す指標として説明できる。一方、中小企業融資に関しても不動産融資と同様にハイリスクハイリターン融資の代表例とされるが、今回の推計で有意な推計結果が得られなかったのは、今回の分析が地方銀行を対象としたものであったことが一つの要因であったものと思われる。我が国企業の倒産動向をみても、信用リスクに関しては大企業よりも中小企業の方が高いことが想定されるものの、地方銀行がもともと中小企業向けの貸出のウェイトが高く、中小企業との取引が本来業務としての位置付けであるために中小企業向け融資が多い銀行ほど不良債権比率も高いとはいえない結果となったものと思われる。このことは我が国の金融制度は歴史的に長期信用銀行や都市銀行が主として大企業への資金提供を担当していたのに対し、地方銀行は地域における中小企業や個人への業務が中心であったことが背景にあり、同時に中小企業向けの銀行という位置付けであった第二地方銀行のダミー変数が推計式⑵において有意でないことからも中小企業金融という点に関してはもはや地方銀行と第二地方銀行を区別することの必然性が低下していることを裏付けている[9)]。

8）　従業員数とともにリストラ進捗の代理変数として店舗数についても推計式に加えてみたが、いずれの推計でも有意な結果が得られなかった。店舗数の削減は顧客側からみれば利便性の低下という直接的な形で表面化することもあり、各銀行にとっては海外店舗を除いて安易に店舗をリストラの対象とすることは困難であるのではないかと思われる。ただし、今後については地方銀行でも都市銀行を中心に広まっている無人店舗の出店、インターネットバンキングの強化などにより、店舗を削減することによる本格的な営業経費削減の動きが今後強まっていく方向にあるものとみられている。

図表５　BIS比率の選択と自己資本比率

BIS比率基準	銀行数	自己資本比率		
		98.3期	97.3期	変化分 (%)
国内基準:変更なし	61	3.339	3.704	-0.365
国際から国内へ変更	34	4.326	4.776	-0.450
国際基準:変更なし	27	4.683	4.930	-0.247
全体	122	4.116	4.470	-0.354

(注)自己資本比率は広義自己資本／(預金＋CD)
　　BIS比率の変更は97年3月期から98年3月期への変更
(出所)全国銀行協会連合会「全国銀行財務諸表分析」などより作成

3.4.3　経年データを使用した推計結果

２年分のデータを用いた⑶、⑷式においても自己資本比率および自己資本比率の選択ダミーは一貫してマイナスで有意な結果となっている一方で不動産業向け貸出金額はプラスで有意となった。パネルデータを使った分析でいえることは自己資本比率が上昇した銀行ほど不良債権を減らすことが可能になったことであり、同比率の上昇が過度のリスク選択の必要性を生み出さず、結果として不良債権比率の低下をもたらしたことを示唆している。一方、自己資本比率の選択に関しては国際基準行から国内基準行へ変更した銀行は統計的に有意に不良債権比率が上昇したことになり、８％から４％へ天井が変更になったことが新たな不良債権を発生させる余地を生み出し、場合によっては基準を変更しなければ発生しなかった不良債権を発生させていた可能性を否定することができないものと思われる。

この点を詳しくみるために、自己資本比率（BIS比率）の計算基準を変更しなかった機関と変更した機関についてそれぞれの自己資本比率（広義自己資本/(預金＋ＣＤ)）をまとめたものが図表５である。この表によると、最近２年間ともに国内基準であった地方銀行は61行と約半分を占めているが自己資本比率は3.3%程度と他の銀行に比べて低い水準となっている。次に97.3期には国際基準行であったが最近１年の間に国内基準行に変更した銀行の自己資本比率は4.3%と２年間通して国際基準行であった27行の4.6%より低くなっている。基準を変更した銀行の自己資本比率が国際基準行のまま変更のなかった銀行の同比率より低いのは不良債権の処理などで自己資本を毀損し同比率を維持できなかった帰結であると考えられるが、基準変更行の同比率は97.3期に比べて0.45%減少と基準を変更しなかった銀行（国内：0.36%減、国際：0.25%減）に比べて最も減少度合いが大きくなっていることを考えると８％から４％への上限規制の下方修正が新たなリスク選択を生み出し結果として自己資本の減少につながったのではないかと考えられる。

9）　地方銀行（第二地銀を含む）の中小企業向け貸出比率は98.３期で80.6%と、都市銀行（72.0%）、長期信用銀行・信託銀行（46.6%）に比べてかなり高い水準となっている。この比率を最近10年間の推移でみても、都市銀行が7.0%ポイント増加している一方で地方銀行では2.5%ポイントの減少となっており、高収益を獲得するために大企業への貸出を減らし、いわゆるリテール業務に傾斜してきたのは主に都市銀行などの大手金融機関を中心とした動きであることを裏付けている。

４．おわりに―銀行規制についての方向性―

今回実施した実証分析からは、自己資本比率が低く、ハイリスクハイリターンを志向する貸出姿勢を持ち、経営資源の効率化が十分に進捗していない銀行ほど不良債権問題が深刻であることが示された。しかも、不良債権比率の高い金融機関は金融当局のガイドラインに沿った不良債権処理の必要に迫られることから、翌期以降の自己資本が減少する可能性も高くなり、このことが新たなリスクの選択あるいは更なる不良債権問題の深刻化につながるという悪循環に陥ることも考えられる。クロスセクション分析だけではなくパネルデータを使った実証分析でも自己資本を増加させることが不良債権比率の低下につながる一方、国際基準行から国内基準行へ転換することによる最低自己資本比率の低下は結果として不良債権比率を増加させ自己資本の減少につながったことも明らかになった。今後の我が国の金融市場を考えると、金融機関は外為法改正、投資信託の窓口販売に続く金融システム改革が進展し、証券や保険などの他業態、外資系金融機関との競争が激しくなるなど収益環境が厳しくなるなかで、利益を確保するためによりリスクを選択する行動に出る可能性がある。そしてこれまでのリスク選択行動の結果、自己資本が低下するなど経営環境が厳しくなった金融機関ほど更なるリスクを選択する行動に出ることが予想される。

その意味でも早期是正措置や金融機能早期健全化措置にみられるような自己資本を基準とした金融当局の監督姿勢は不良債権問題を現在の水準以上に拡大させないためにも十分評価できるものであろう。BISにおいては各機関の自己資本を適正に評価するためにリスクアセット基準の見直しにかかり、新たな信用リスクモデルの構築について民間金融機関からヒアリングを実施する予定であるという。この信用リスクモデルは取引先の信用度に応じて貸出資産のリスクをランク付ける方法であるが、このモデルが厳密に適用されれば自己資本の適正な評価が可能となることで最終的なバッファーとしての自己資本の機能を発揮することにつながるものと思われる。自己資本の機能は銀行が経営破綻した際の分与財産という位置付けのみならず経営の安定をもたらす重要な資源であることを考慮すれば自己資本比率算定に関する「適正な評価」と金融当局によるルールに基づいた「適正な規制の運営」が今後も求められているといえよう。

参考文献

井手正介・高橋文郎（1992）『企業財務入門』、日本経済新聞社

斎藤達弘（1999）「銀行経営者の自己株式保有とインセンティブ」『日本経済研究』№38、1999. 3

清水克俊・堀内昭義（1997）「日本のセーフティネットと金融システムの安定性」浅子、福田、吉野編『現代マクロ経済分析―転換期の日本経済―』、東京大学出版会

堀内昭義（1998）『金融システムの未来―不良債権問題とビッグバン―』、岩波書店

横山昭雄（1989）『金融機関のリスク管理と自己資本―1990年代の金融機関経営の原点―』、有斐閣

和合肇、伴金美（1996）『TSPによる経済データの分析』、東京大学出版会

全国銀行協会連合会「全国銀行財務諸表分析」平成８年度、９年度決算

日本銀行「経済統計月報」、「経済統計年報」

日本経済新聞、日経金融新聞